

2. 被災した住宅の緊急復旧への対応に係る準備

(1) 被災した住宅の緊急復旧に必要な資材の調達・配布に係る準備

【実施する事項】

《都道府県、市町村》

- 被災した住宅の緊急復旧に必要な資材を可能な限り備蓄し、その備蓄資材の種類や数量を的確に把握しておくことが重要である。
- ただし、庁舎やその他の公共施設等において備蓄できる量には限界があるため、他の地方公共団体、NPO法人、物販業等の民間団体・事業者等と事前に協定等を締結し、資材の供給に係る協力体制を構築しておくことが重要である。
- 被災した住宅の緊急復旧に必要な資材を被災者に配布する場合に備え、配布する資材、配布場所、配布方法及び被災者への周知方法等について、事前に検討しておくことが重要である。

【留意点】

- ◆ 被災した住宅の緊急復旧に必要な資材については、協定等を締結した団体等と、資材毎に耐久性等を考慮した製品の規格、仕様、サイズ、費用等について事前に検討し、調整しておくことが望ましい。

<参照>

発災時の対応 について	⇒	Ⅲ. 発災時対応編	2. 被災した住宅の緊急復旧への対応 (1)被災した住宅の緊急復旧に必要な資材の 調達・配布	P. 107
----------------	---	-----------	--	--------

【被災した住宅の緊急復旧に必要な資材の例（壊れた屋根の緊急復旧の場合）】

資材	留意点
ブルーシート	<ul style="list-style-type: none"> ・壊れた屋根にかけるシート。紫外線や擦れにより劣化して破れることがあるため、厚手（#3000番以上）のものを用いる。 ・ブルーシートのサイズは、一般的に2間×3間（3.6×5.4m）程度の寸法のもので使用されることが多い（サイズが大きすぎると屋根の上まで運ぶのが困難になる一方で、小さすぎると複数枚つなぎあわせる必要があり、結果としてはがれやすくなる）。 ・ブルーシートは、紫外線による劣化や擦れにより早くで数カ月で破れる。また、大雨、風等の影響で張替えが必要となる場合もある。 
土のう袋	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根の上のブルーシートが飛ばないように、その上に載せる砂等を入れた袋。 ・土のう袋は紫外線に強く、UV剤添加等の耐久性の高いものがよい。 ・土のう袋の中には砂、砂利、真砂土等を入れる。割れた瓦は落下すると危険なので入れない。また、土を入れると、草が生え、漏れた土により屋根の葺替の際に滑りやすくなる。 
ロープ	<ul style="list-style-type: none"> ・ブルーシートをおさえる土のう袋同士を結ぶためのロープ。 ・紫外線に強く、耐久性の高いものがよい。 ・ナイロンのロープは劣化が早く、切れやすいことに留意する。 

出典：コメリホームセンターホームページ、震災がつなぐ全国ネットワーク「屋根のシート張り講習会 資料」より内閣府作成

Ⅱ. 事前準備編

2. 被災した住宅の緊急復旧への対応に係る準備

< 事前準備の例 >

【地方公共団体での備蓄状況の例：長崎県】

- ・長崎県は、県の備蓄倉庫や各振興局等において、一定量の生活物資を備蓄しており、その状況をホームページにおいて公表している。
- ・「その他の主な物資」としてブルーシート等が記載されている。
- ・備蓄箇所数及び主な保管場所とともに、流通備蓄協定の締結業者についても公表している。

表 2 - 4 備蓄状況等一覧（長崎県、平成 30 年 4 月 1 日時点）

物資の備蓄の有無 (有りの場合、その種類等)	食料	白飯(50食分) 150個 缶詰パン(2個入) 7,416個
	飲料水	ペットボトル2L 11,244本
	毛布	毛布6,894枚 タオルケット 300枚
	衛生用品	紙おむつ(大人用) 57パック、紙おむつ(乳幼児用) 56パック、乳児用おしりふき(3個)22パック、生理用品210パック 簡易トイレ(100回分) 330個
	その他の主な物資	ブルーシート、タオル、バスタオル、ほ乳ビン、マスク、歯ブラシ、石けん、衣類(下着、トレーニングウェア、靴下、サンダル等)、調理器具(包丁、フライパン、鍋、皿、カセットコンロ等)など
備蓄箇所数	9か所	
主な保管場所	県の所有する備蓄倉庫、各振興局	
流通備蓄協定の締結業者	長崎県生活協同組合連合会(災害時における応急生活物資供給)、マックスバリュ九州(株)、イオン九州(株)、(株)イズミ、(株)セブン-イレブン・ジャパン、(株)ファミリーマート、(株)ローソン、NPO法人 コメリ災害対策センター、(株)ナフコ、サントリーフーズ(株)、(株)伊藤園(以上、災害時における物資の供給)、(株)レンタルのニッケン長崎営業所(災害時における物資の仮設トイレ)、長崎県冷蔵倉庫協会、長崎県倉庫協会(災害時における物資の保管等)、南日本段ボール工業組合(段ボール製品の供給)	

出典：長崎県ホームページ (<https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2018/07/1532060246.pdf>)
より内閣府作成

<事前準備の例>

【災害時の物資供給に関する協定の例：千葉市】

- ・千葉市は、他の行政機関や民間団体・事業者等と災害時の応援や協力に係る協定を締結し、被災した住宅の緊急復旧に係る資材確保の準備を行っている。

表2-5 災害時の物資供給に係る千葉市とその他の自治体との相互応援協定の例

協定名称	協定締結先	締結(改正)年月日	協定概要
災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	千葉県及び県内市町村	平成8年2月23日	救助、復旧の相互協力(役務・物資の提供など)
災害時における相互援助に関する協定	水戸市、前橋市、宇都宮市、さいたま市、甲府市、横浜市	平成8年10月23日(改正)	救助、復旧の相互協力(役務・物資の提供など)
九都県市災害時相互応援に関する協定	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、さいたま市、相模原市	平成26年2月13日(改正)	救助、復旧の相互協力(役務・物資の提供、避難場所の相互使用など)
21大都市災害時相互応援に関する協定	札幌市、仙台市、東京都、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市、さいたま市、静岡市、堺市、新潟市、浜松市、岡山市、相模原市、熊本市	平成24年4月1日(改正)	救助、復旧の相互協力(役務・物資の提供など)
関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定	関西広域連合	平成26年3月6日	救助、復旧の相互協力(役務・物資の提供など)

表2-6 災害時の物資供給に係る千葉市と民間団体・事業者等との協定の例
(被災した住宅の緊急復旧に必要な資材(ブルーシート等)があるもののみ抜粋)

協定名称	協定締結先	締結年月日	協定概要
災害時における物資調達に関する協定書	コストコホールセールジャパン(株)	平成29年1月27日	災害時における食料・生活必需品等供給協力
災害時における生活物資の供給協力に関する協定	(株)カインズ	平成29年5月26日	災害時における応急生活物資等供給協力
災害時における物資供給に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	平成29年5月26日	災害時における応急生活物資等供給協力

災害時における物資供給に関する協定書

千葉市(以下「甲」という。)とNPO法人コメリ災害対策センター(以下「乙」という。)は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

(協定事項の発効)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

(供給等の協力要請)

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

(調達物資の範囲)

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

(1) 別表に掲げる物資

(2) その他甲が指定する物資

別表
災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防護マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール、
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋(使い捨て)バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水(ペットボトル)、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

出典：千葉市ホームページ (<https://www.city.chiba.jp/somu/kikikanri/saigai-kyotei-ichiran.html>) より内閣府作成

II. 事前準備編

2. 被災した住宅の緊急復旧への対応に係る準備

< 事前準備の例 >

【NPO法人との協定締結による災害時の物資供給の例：NPO法人コメリ災害対策センター】

- ・NPO法人コメリ災害対策センターは、地方公共団体と災害時の支援協定を締結（858件締結済：2019年3月31日現在）し、物資供給のネットワークを構築している。
- ・本センターは、支援協定先自治体（支援協定を締結している被災地方公共団体）からの物資供給の要請を受け、(株)コメリやコメリ各店舗、災害対策ネットワーク協力企業に必要な物資の供給を依頼し、全国10ヵ所の流通センターに備蓄されている物資や新たに手配した物資を当該被災地方公共団体の拠点又は避難所に送る。

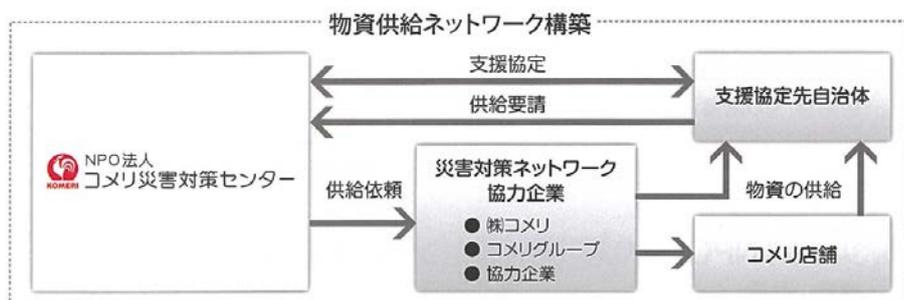


図2-13 物資供給ネットワーク構築

- ・本センターのホームページでは、災害発生直後に被災地方公共団体から特に要請の多かった物資が公表されており、被災した住宅の緊急復旧に必要な資材としては、例えば、ブルーシート（3.6×5.4m等）、PPロープ、土のう袋、水害時の消毒剤等が掲載されている。

災害時必要物資

コメリ要請物資一覧

災害発生直後、特に要請の多い物資をまとめました。

コメリ災害対策センターで対応可能な物資の中で、特にこれまで自治体から多数要請があったものを以下にまとめました。災害時および防災計画時にお役立ていただければ幸いです。

※商品は一例です。供給する物資は商品の仕様、色柄が変更になる場合があります。



| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 次のページへ |

物資	仕様	備考
ブルーシート (2間×3間)	3.6m×5.4m 薄手 (ケース入数：10)	避難時、雨漏り防止、避難所では下に敷く。
ブルーシート (2間×3間)	3.6m×5.4m 中厚手 (ケース入数：10)	避難時、雨漏り防止、避難所では下に敷く。
ブルーシート (3間×4間)	5.4m×7.2m 厚手 (ケース入数：3)	屋根の上の雨漏り防止。災害時は大判サイズが必要大。
PPロープ	9mm×100m (ケース入数：10)	家廻り補修、台風時の転倒防止用、立入禁止区域設定用。
PPロープ 5mm	300m巻 (ケース入数：20)	家まわり補修、台風時の転倒防止用に、ブルーシートと合わせて使用。
PPロープ 6mm	200m巻 (ケース入数：20)	家まわり補修、台風時の転倒防止用に、ブルーシートと合わせて使用。
PPガラ袋	10枚束 60cm×90cm (ケース入数：24)	外まわりのゴミ回収用、現場の片付けに。
土のう袋	50枚入 (ケース入数：8)	床浸水防止、ゴミ回収用。
UV土のう袋	10枚入 (ケース入数：50)	UV剤を添加し、対候性に優れた強化土のう袋、水害時。

図2-14 コメリ要請物資一覧

出典：NPO法人コメリ災害対策センターホームページ (<http://www.komeri-npo.org/index.html>)

(2) 被災した住宅の緊急復旧の方法に係る情報の提供の準備

【実施する事項】

《都道府県、市町村》

- 発災後速やかに被災した住宅の緊急復旧の方法に関する情報を提供できるよう、当該情報について事前に収集・整理しておくことが重要である。
- 被災した住宅の緊急復旧においては、屋根、外壁・窓、床、水道管等の設備への対応が必要となり、過去の災害の経験で得られた対応方法の蓄積を生かし、被災者に適切な情報を提供していくことが重要である。
- 特に水害の場合は、浸水した住宅の被害の状況をできる限り詳細に写真に撮った後、汚泥等を除去し、清掃、洗浄、消毒して、十分に乾燥させることが必要である等、修理工事に取りかかる前に一定の作業及び期間が必要となることを周知することが重要である。

【留意点】

- ◆ 屋根上での高所作業等については、危険が伴うことが想定されることから、原則として修理業者に依頼するよう被災者に周知することが重要である。
- ◆ 発災後の混乱状態の中では、不当に高額な条件で緊急復旧を請け負うような悪徳業者が跋扈する可能性もあるため、被災者への注意喚起が必要である。
- ◆ 近年の災害では、技術系のボランティア団体等（※）やNPO法人等の多様な主体が緊急復旧の担い手として活躍している。

※発災直後より現地に活動拠点を置き、過去の災害における復旧現場での経験を活かしつつ、災害ボランティアセンター等と協調・協働しながら活動する団体

<参照>

発災時の対応について	⇒	Ⅲ. 発災時対応編	2. 被災した住宅の緊急復旧への対応 (2)被災した住宅の緊急復旧の方法に係る情報の提供	P. 108
------------	---	-----------	---	--------

【地震により被災した住宅の部位毎の緊急復旧の方法のイメージ】

部位	状況の例	緊急復旧の方法の例
屋根	屋根葺材に被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・壊れた瓦は取り除き、ブルーシートを張る。瓦を取り除いた箇所や瓦がずれている箇所を覆うようにシートを掛ける。（※） ・ブルーシートの上に土のう袋を置き、袋同士をロープで結ぶ。（※） ・土のう袋には砂、砂利や真砂土を入れる（石や割れた瓦等を入れると落下した際に危険なため使用しない）。
外壁・窓	外壁や窓に破損がある	<ul style="list-style-type: none"> ・破損した外壁や窓を撤去する。 ・ブルーシート又は構造用合板で破損箇所をふさぐ。
設備等	上下水道管に水漏れが発生している	<ul style="list-style-type: none"> ・止水栓を閉めて水を止め、破裂した部分に布又はテープをしっかりと巻きつける。その後専門工事業者等に修理を依頼する。 ・軽微な損傷であれば、専門工事業者のみにより対応可能な場合が多い。 ・ただし、配管の修理工事等に伴い、床や壁の工事も発生するような場合は、工務店等による対応が必要となることもある。
	給湯器の貯湯タンクが転倒等している	<ul style="list-style-type: none"> ・貯湯タンクが転倒等した場合、外見上は壊れていないように見えても、内部の電子部品などが破損している場合がある。 ・そのまま使用（通電）した場合は発煙、発火のおそれがあるため、専門工事業者に連絡し、必ず点検・修理を受ける。

※屋根上での高所作業等については危険が伴うことが想定されることから、原則として修理業者に依頼する。この他にも技術面・安全面において被災者自らが実施することが厳しい場合は修理業者に依頼する。

Ⅱ. 事前準備編

2. 被災した住宅の緊急復旧への対応に係る準備

【浸水した住宅の緊急復旧の手順及び留意事項のイメージ】(※)

■STEP1 写真を撮る

- ・ 浸水による被害の状況が後々になっても説明ができるように写真を撮っておく。
- ・ 住宅の外観・内観を多方向から撮影する。その際、できる限り被害が発生している部位毎に細かく撮影しておくことが望ましい。
- ・ 被害の状況が把握できる写真は、罹災証明書の交付や保険金の請求等にも役立つ。

■STEP2 家財の搬出

- ・ Step3～Step7 の作業を行う準備として、その妨げとなる家財を搬出する。
- ・ 当該家財の廃棄（分別を含む）については、被災自治体が公表している方法により行う。

■STEP3 建材の撤去

- ・ 床下や壁体内にある断熱材まで浸水している場合には、当該断熱材を撤去する。
- ・ 内壁や断熱材等を濡れたまま放置した場合は、カビの発生や悪臭の原因となる。

■STEP4 汚泥等の除去

- ・ 浸水により屋内にもたらされた汚泥等の除去を行う。
- ・ 汚泥等の除去を行わなかった場合、これらに含まれる雑菌やカビ等による衛生被害が起こり得る。

■STEP5 清掃・洗浄

- ・ 汚泥や水等により汚れた家の床・柱・壁等を丁寧に清掃する。
- ・ 清掃が不十分だと、Step6 の消毒の効果が十分に発揮されないことがある。
- ・ 高圧洗浄機を用いる場合は、物損にも十分注意する。

■STEP6 消毒

- ・ カビの発生等を抑えるために、室内の通風、換気を確認した上で、原則被災自治体が公表している方法に沿って消毒を行う。
- ・ 建築材料によっては、変質・変形するものもあるため、注意が必要である。

■STEP7 乾燥

- ・ 木材は湿潤状態のまま放置すると、カビの発生や耐久性の低下につながるため、乾燥を徹底する。
- ・ 被害の程度や時期により異なるが、1 か月程度かけて、十分に乾燥することが重要である。

※ STEP1～7の内容は災害救助法に基づく応急修理制度（被災した住宅の応急修理）の対象ではない。

<過去の災害における取組の例>

【浸水した住宅の緊急復旧の方法に係る情報提供の例：岡山県（平成30年7月豪雨）】

- ・岡山県は「浸水被害を受けた建築物の応急・復旧対策情報」として、ホームページにおいて、水害にあった住宅でまずやるべきことをまとめたリーフレット等を公表した。

（参考情報）水害にあった住宅でまずやるべきこと

～まずは、これだけはやっておいて、

家のリフォームは一息おいて、冷静に対応することが重要です～

●家を建てた大工さん等への連絡

家具（家電等含む）や畳等の片づけが終わったら、現状確認と復旧に向けて大工さん等家を建ててもらった人（工務店、大工さん、メーカーの担当者など）と連絡を取り、以下のような、応急措置を依頼することをお勧めします。

●清掃

□建物の汚れた部位を確認する

- ・建物全体が水没した場合：床下の確認、壁の確認（各階）、天井の確認（各階）
- ・床上浸水だった場合：床下の確認、壁の確認
- ・床下浸水だった場合：床下の確認（建物内部から問題なく見えても必ず確認）

□上から下へ

浸水した天井、壁、床の汚れを水で洗い流してください。2階まで浸水した場合は、2階から行ってください。

□壁まで浸水した場合

壁部分まで浸水した場合は、壁の内部の断熱材が水分を吸収しています。断熱材は乾燥しにくく、再利用も難しいため、壁紙の下地のボード等を解体して除去してください。このうえで、壁内部を清掃消毒し、乾燥させる必要があります。

壁の下地の石こうボードが浸水すると、乾燥しても壁としての強度が低下することが考えられますので、専門家（建築士）に相談することをお勧めします。

□天井まで浸水した場合

天井まで浸水した場合は、天井裏に断熱材があるか確認し、断熱材がある場合は、壁の場合と同様に除去をしてください。また、天井裏が乾燥しやすいように、対角線上に50センチ角程度の穴をあけて、通気を良くします。

□床下の清掃

畳下の板（ばら板やコンパネなど）をはがして、泥を掻き出します。板をはがすときには、元通りになるように板に番号を書くとよい（ガムテープなどを張って番号を書いてもよい）。

次頁へ続く

II. 事前準備編

2. 被災した住宅の緊急復旧への対応に係る準備

フローリングの場合は、理想的にはすべて剥がすことですが、出来ない場合は半分だけ剥がすなどして、少しでも泥の排出と床下の乾燥が進む様に工夫してください。

カーペット等（タイルカーペットを除く）の場合は、フローリングに準じますが、カーペットが下地の板（コンパネなど）に接着されている場合は、すべて剥がす事一つの方法です。

フローリングやカーペットの場合で、どうしても撤去ができない場合は、対角線上に、50センチ角程度の穴をあけて、通気を図ることもできますが、基礎の形状等によっては泥の除去が難しい場合もあります。

床下は、土砂を取り除いた後、水道水でしっかり洗い流し、しっかり乾かすことが重要です。（原則、消毒は必要ありません。）

□床板、柱、壁、天井、建具などの消毒

のちのちのカビの発生などを抑えるために、室内の通風、換気を確認したうえで消毒用エタノールなどをスプレー（火気厳禁）し、雑巾などでふき取ってください。ただし、建築材料によっては、アルコール等によって変質したり、変形するものもあるので、注意が必要です。壁内の浸水（湿り）等に関しては、コンセントカバーなどを外すと確認できることがあります。（一般の方が行う際は、感電に注意してください）

消毒には、逆性石けん（ベンザルコニウム塩化物）や塩素系漂白剤（次亜塩素酸ナトリウム）も有効ですが、使用上の注意をよく読んで使用しましょう。

なお、屋外（庭を含む）では消毒は原則不要です。（被災した家屋での感染症対策（厚生労働省ホームページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00341.html）より）

●乾燥

□乾燥を中途半端にしないこと

乾燥は、送風機などで風を送りよく乾かします。自然乾燥の場合は、最低1か月以上はかけることをお勧めします。よく乾燥させれば、木材の強度面の問題は特になく考えられます。したがって、蟻害や腐食がない健全な木材であれば再利用は十分可能です。乾燥を中途半端にしてリフォームを急ぐと、内部結露によって、数カ月から1年以上経過して、カビが発生したり、木材の腐れ、金物のサビが発生することもあります。

伝統工法による「ほぞ差し」の部分や金物などの乾燥が不十分な場合、腐れなどにつながる事も予想され注意が必要です。

24時間程度の水没の場合、木材表面に近い空隙に水分を含んでおり、表面はすぐに乾燥はしますが、内部的には一週間や十日程度の乾燥では不十分で、せめて一か月程度は乾燥させることをお勧めします。

●土壁の場合

次頁へ続く

□落ちた土壁を修復する場合

土壁は、水につかると溶けだして壁の根元に崩れて溜まります。再生しようとする場合は、この土を汚泥等といっしょにして捨てず、必ずブルーシートを敷いたうえで、敷地の一角にまとめるか、土嚢袋に入れて保存してください。また、小舞（壁にとりついている竹かご状の部材）は、撤去せず（縄も残して）そのままにしておいてください。

小舞に泥がこびりついている場合は、出来るだけ取り除くのが望ましいですが、小舞が壊れそうな場合は、そのままに専門家（左官など）に処置してもらってください。

＜平成 30 年 7 月 30 日修正＞

（注）上記の内容は、水害にあった住宅について、まずやるべきことを取り急ぎ収集した情報ですので、今後修正する場合がありますが、ご了承ください。

図 2 - 15 （参考情報）水害にあった住宅でまずやるべきこと

出典：岡山県ホームページ (<http://www.pref.okayama.jp/page/567885.html>)

II. 事前準備編

2. 被災した住宅の緊急復旧への対応に係る準備

<過去の災害における取組の例>

【被災した家屋での感染症対策の例：厚生労働省】

・厚生労働省は、「被災した家屋での感染症対策」として、ホームページにおいて3種類のリーフレットを公表している。

浸水した家屋の感染症対策

浸水した家屋が浸水した場合は、細菌やカビが繁殖しやすくなり、感染症にかかるおそれがあるため、清掃が大切です！！

清掃の時の注意事項

● ドアと窓をあけて、しっかり換気

数日して自宅に戻るときは、屋内にカビが発生していることがあります

● 汚泥は取り除き、しっかり乾燥

消毒薬は、汚れを取りのぞいた上で使用しましょう

● 清掃中のケガ予防に手袋を着用

● ほこりを吸わないようにマスクを着用

● 清掃が終わったらしっかり手洗い

主な消毒方法について

薬液の濃度や用法など消毒薬は、薄めて（希釈して）使用するものがあります。使用上の注意事項を確認してから使用しましょう。

- 汚染の程度がひどい場合、長時間浸水していた場合は、できるだけ次亜塩素酸ナトリウムを使用する。
- 対象物が、色あせ、腐食などにより次亜塩素酸ナトリウムが使用できない場合は、アルコール、塩化ベンザルコニウムを使用する。

消毒薬	対象と使い方	
	食器類・流し台・浴槽	家具類・床
次亜塩素酸ナトリウム (家庭用塩素系漂白剤でも可)	0.02%に希釈する ① 食器用洗剤と水で洗う。 ② 希釈した消毒液に5分間漬けるか、消毒薬を含ませた布で拭き、その後、水洗い・水拭きする。 ③ よく乾燥させる。	0.1%に希釈する ① 泥などの汚れを洗い流すか、雑巾などで水拭きしてから、十分に乾燥させる。 ② 調整した液を浸した布などでよく拭く。 ③ 金属面や木面など色あせが気になる場所は、水で2度拭きする。
消毒用アルコール	希釈せず、原液のまま使用する ① 洗剤と水で洗う。 ② アルコールを含ませた布で拭く。 ※70%以上のアルコール濃度のものを使用すること ※火気のあるところでは使用しない	希釈せず、原液のまま使用する ① 泥などの汚れを洗い流すか、雑巾などで水拭きしてから、十分に乾燥させる。 ② アルコールを含ませた布で拭く。 ※70%以上のアルコール濃度のものを使用すること ※火気のあるところでは使用しない
10%塩化ベンザルコニウム (逆性石けん)	0.1%に希釈する ① 泥などの汚れを洗い流すか、雑巾などで水拭きしてから、十分に乾燥させる。 ② 調整した液を浸した布などでよく拭く。	0.1%に希釈する ① 泥などの汚れを洗い流すか、雑巾などで水拭きしてから、十分に乾燥させる。 ② 調整した液を浸した布などでよく拭く。

参考：日本環境感染学会 一般家屋における洪水・浸水など水害時の衛生対策と消毒方法



図2-16 浸水した家屋の感染症対策

出典：厚生労働省ホームページ (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00341.html)

清掃作業をされる方へ

清掃作業時に 注意してください

①傷口からの感染



- 予防策**
- ・丈夫な手袋や底の厚い靴などを着用
 - ・長袖など肌の見えない服装を着用

ケガをした場合

傷口を流水で洗浄し、消毒しましょう。
特に深い傷や汚れた傷は破傷風※になる場合があるため、医師に相談をしましょう。

※ 破傷風は傷口に破傷風菌が入り込んでおこる感染症で、医療機関で適切な治療を行わないと死亡することもある病気です。

②土ほこりへの対応

土ほこりが目に入って結膜炎なったり、口から入ってのどや肺に炎症を起こすこともありますので、目や口を保護することが重要です。

- 予防策**
- ・ゴーグル・マスクを着用
 - ・作業後には手洗い

目に異物が入った場合

目を洗浄しても、充血が起きている場合などは医師に相談をしましょう。



図2-17 清掃作業をされる方へ

出典：厚生労働省ホームページ (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00341.html)

浸水した家屋を清掃される方へ

感染症予防のためには

**清掃と乾燥が
最も重要です**

屋外※では消毒は原則不要です

※特に床下や庭など

消石灰の取扱いに注意

肌や目を痛めるため、
使用には十分な注意が必要です

消石灰は、アルカリ性であり、肌や目に触れると炎症を起こします。
特に、まいた消石灰が飛散して目に入ると、大変危険です。
目に入った場合、失明する恐れがあるため、すぐに大量の水で洗い
流し、医療機関を受診しましょう。



消石灰を素手で触ったり、目に入れないよう注意



厚生労働省

被災した家屋での感染症対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00341.html



図 2 - 18 浸水した家屋を清掃される方へ

<過去の災害における取組の例>

【水害からの生活再建の手引きの例：震災がつなぐ全国ネットワーク】

- ・「震災がつなぐ全国ネットワーク」は、過去に水害で被災した地域における支援経験に基づき、写真やイラストを用いて、水害にあった際の対応に係る情報を掲載した冊子「水害にあったときに ～浸水被害からの生活再建の手引き～」を作成している。
- ・本手引きでは、家屋の片付けと掃除の方法（床下の掃除や泥の除去、床下の乾燥等）とともに、罹災証明書の交付や支援制度等の申請手続、水害からの生活再建の体験等が記載されている。



出典：震災がつなぐ全国ネットワーク『「水害にあったときに」～浸水被害からの生活再建の手引き（冊子版）』

【行政が主体となって消毒を実施した例：大洲市（愛媛県）（平成 30 年 7 月豪雨）】

- ・大洲市は、要望があった住宅において消毒を実施した。
- ・消毒の際に用いた動力噴霧器・ホース取巻機・ジェット噴口一式については、3セットは市で購入し、21セットは市内の消防団員・農家の方等から借り上げた。
- ・消毒剤は塩化ベンザルコニウムを用い、薬品会社と単価契約を締結して購入（500m l × 約 1,700 本）した。
- ・また、被災者からの要望に応じて消毒剤を配布した。

【行政が被災者に消毒剤を配布した例：坂町（広島県）（平成 30 年 7 月豪雨）】

- ・坂町は、浸水した住宅での感染症対策として塩化ベンザルコニウムを被災者に配布した。
- ・浸水後の片付け状況を紙面で確認し（下図）、主に保健師から使用方法を説明した上で手交した。

別紙 1

【床上浸水後の片付け】

すべて完了していますか？
完了したものにチェックしてください。

土砂は排除した

汚れを洗い流した

汚れを水拭きした

室内を十分に乾燥させている

※乾燥していないと消毒の効果はありません

★全て完了している場合は消毒を配布させていただきますので、消毒を行う住居の世帯主の名前と住所を記入してください。

世帯主の名前 _____

住所 安芸郡坂町 _____ 丁目 _____ 番 _____ 号

電話番号 _____

図 2 - 19 浸水後の片付け状況の確認

出典：坂町資料

<過去の災害における取組の例>

【震災に便乗した悪質商法への注意喚起の例：(独) 国民生活センター】

・(独) 国民生活センターは、震災に便乗した悪質商法について、過去の震災発生時に寄せられた相談事例、消費者へのアドバイス、啓発用リーフレットを公表している。

見守り 新鮮情報

第110号

事例1 地震で屋根瓦が落ちてしまった。訪問してきた業者に**屋根のふき替え工事**を勧められたが、**高額**なので**断っていた**。しかし、1日に3~4回訪問され、「判を押せ」と**せかされて**、契約してしまった。工事日も決まっていないのに「**内金30万円**をすぐ入れるように」と言われた。**クーリング・オフ**したい。(当事者：70歳代 女性)

事例2 義父が、**突然**訪問した業者に**屋根のシート掛け**の補修を勧められ、**約30万円**を**全額前払い**で支払った。あとで確認したところ、**薄いビニール**をテープで貼り付けただけの**ずさんな内容**だった。

(当事者：60歳代 男性)



あわてないで！ 震災に便乗した屋根修理サービス

ひとこと助言

その場の契約は
やめよう



見守るくん

- 震災後、屋根の修理サービスに関する相談が多く寄せられています。
- 「早く工事しないと大変なことになる」などと不安をあおって契約を急がせたり、工事内容についてあまり説明せずに工事をして高額な請求をしたりするケースが見られます。
- 勧誘されてもその場ですぐに頼まず、工事の内容や費用についてよく確認した上で、家族などに相談したり複数の業者から見積もりをとったりして、十分に検討することが必要です。
- 心配なときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

発行：独立行政法人国民生活センター 本文イラスト：黒崎 玄

2011年5月27日：作成 (2016年4月18日：更新)

図2-20 啓発用リーフレット「あわてないで！震災に便乗した屋根修理サービス」

出典：(独) 国民生活センターホームページ (http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/disaster.html)

【台風に乗じた悪質商法への注意喚起の例：茨木市（大阪府）（平成30年台風21号）】

- ・茨木市は、平成30年台風21号の被災者に対し、市のホームページにて悪質商法への注意喚起を行った。

更新日：2018年09月07日

【要注意!!】「保険金使える」と勧誘する住宅修理サービスに関するトラブルについて

9月4日に発生した台風に乗じた悪質商法に注意してください！

全国の消費生活センター等に

「火災保険等の損害保険を使って自己負担なく住宅の修理ができる」や
「保険金が出るようサポートするので住宅修理をしませんか」など

「保険金使える」と勧誘する住宅修理サービスに関する相談が多く寄せられています。

保険金が支払われるすまいの保険に加入していたとしても、**損害保険会社等に連絡する前に問題のあるリフォーム業者と契約をしてしまうと、高額な解約手数料を要求されるなどのトラブル**に巻き込まれてしまうことがあります。

【実際のトラブル事例】

業者から電話があり、「台風で壊れた屋根を修理しませんか」という勧誘を受けたので申し込むと、調査員が訪問してきた。その後、屋根の写真と業者から発行された修理見積書を用いて保険会社に請求し、支払われた保険金全額を修理費として業者の銀行口座にすぐに振り込んだが、当初告げられた修理予定日から延期された。後日、具体的な修理日程を何度も問い合わせているがわからないと言われ、未だに修理が行われていない。（70歳代 男性）

：国民生活センターの公表資料より抜粋・編集

《消費者へのアドバイス》

1. 「保険金を使って自己負担なく住宅修理ができる」と勧誘されても**すぐに契約をしない。**
2. 保険契約の内容や必要書類を確認し、**まず保険会社に連絡する。**
3. **うその理由で保険金を請求することは絶対にしない。**

自宅への訪問や、電話での勧誘、または対応に不審な点がある場合、消費者ホットライン（局番なしの**188**）または、**茨木市消費生活センター（624-1999）** にすぐに相談してください。

🕒 国民生活センターサイト「保険金を使って住宅を修理しませんか？」がきっかけでトラブルに！

🗨️ この記事に関するお問い合わせ先

茨木市消費生活センター

〒567-0888

大阪府茨木市駅前四丁目6番16号 市民総合センター内

電話：072-624-0799

ファックス：072-622-1878

消費生活相談 電話：072-624-1999

E-mail syohiseikatsu@city.ibaraki.lg.jp

[消費生活センターのメールフォームはこちら](#)

（消費生活相談は詳しい状況をお聞かせいただく必要があり、メールでは十分な回答ができないため、受付はしていません）

図2-21 【要注意!!】「保険金使える」と勧誘する住宅修理サービスに関するトラブルについて

出典：茨木市ホームページ

(<http://www.city.ibaraki.osaka.jp/saigai/zisinoamenikannsuruosirase/sikaranoosirase/42855.html>)

